

高エネルギー加速器研究機構 研究費不正防止計画

制定 令和2年2月18日
不正防止計画推進室会議

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止に対応するため「研究費の取扱いに関する規程（平成20年規程第21号）」に基づき、研究費の不正防止計画を以下のとおり策定する。

研究費不正防止計画	
要因把握等	1. 不正を発生させる要因の把握等 (1) 不正を発生させる要因を把握し、一覧表を作成する。 (2) 把握した不正発生要因を分析し、必要に応じて関係規則等を見直すことにより不正の発生を防止する。
物品の発注・納品	2. 物品の発注・納品確認を明確にする体制の整備 (1) 発注権限の明確化 発注権限や範囲を明確にするとともに、周知を図る。 (2) 検収体制の強化 ①現場への納品前に納品管理センターでの納入事実の確認を実施するなど検収体制の強化に努める。 ②納入業者に対して、納品管理センターでの納入事実の確認を受けるようその周知に努める。 ③検査職員に対して、納品書への検査年月日及び署名の記載を周知徹底する。 ④監督職員に対して、納品書への確認年月日及び署名の記載を周知徹底する。
給与・謝金	3. 研究支援者等に支給する賃金・謝金に係る体制の整備 (1) 研究支援者等の雇用にあたっては、出勤予定表の事前提出の徹底に努める。 (2) 研究支援者等に支給する賃金・謝金等は、実施月の翌月払いを徹底するため、実施後の出勤表等支払関係書類の早期提出に努める。 (3) 研究支援者等の雇用実態については、事務職員等が適宜勤務状況を確認するなど、その実態把握に努める。
旅費	4. 旅費の支給に係る体制の整備 (1) 出張申請書（依頼書）の事前提出の徹底に努める。 (2) 出張目的が、競争的資金等の交付目的に合致しているかの確認を徹底する。 (3) 出張日程等の確認のため、航空機利用の際の領収書や半券の提出を徹底する。 (4) 不要な旅費の支給を防止するため、宿泊を伴う出張において自宅等を利用した場合には宿泊費の減額調整を行うなど、実態に応じた旅費の支出に努める。また、パック旅行を利用した場合は、当該料金内容に応じた適切な旅費の支出に努める。 (5) 出張の実態を把握するため、出張の目的や成果等を把握できるような書類や出張報告書等の速やかな提出を徹底する。
物品管理	5. 物品の管理に係る体制の整備 機構で保有している物品（固定資産、少額備品、消耗品等）における適切な管理方法について、必要に応じて見直しを図るとともに、ルールの周知・徹底を図る。
不正の早期発見の体制整備	6. 不正行為を早期に発見し是正するための体制の整備 (1) 「研究費の取扱いに関する規程（平成20年規程第21号）」第9条、第10条に定める窓口を活用し、研究費の不正の早期発見に努める。 (2) 告発者及び相談者の保護 本機構の内外から告発及び相談があった場合は、告発者及び相談者の保護を徹底するとともに、保護の内容を告発者及び相談者に周知する。 また、誹謗中傷等から被告発者を保護する方策を講じる。 頭名による告発及び相談の場合、受け付けた告発及び相談に基づき実施する措置の内容を告発者及び相談者に通知する。 (3) 調査 通報及び相談された事項に関する事実関係の調査は、「研究費の不正使用に関する取扱規則（平成20年規則第7号）」第7条に定める予備調査の実施後、不正使用調査委員会において行う。 (4) 処分 調査の結果、研究費の不正使用が明らかになった場合は、就業規則その他関係規程等に則って処分する。

研究費不正防止計画

外部への公表	<p>7. 外部への公表</p> <p>研究費の不正への取り組みに関する以下の事項について、機構の方針及び意思決定手続きを機構のホームページに掲載するなどして外部に対しても公表する。</p> <p>(1) 機構内の責任体系に関すること。</p> <p>(2) 不正防止計画を推進する部署に関すること。</p> <p>(3) 不正防止計画に関すること。</p> <p>(4) 不正使用をした職員の処分及び不正取引に関与した業者への処分に関すること。</p> <p>(5) 研究費の適正な運用・管理に係る監査体制に関すること。</p> <p>(6) 研究費の使用ルール及び事務処理手続きに係る機構内外からの相談窓口に関すること。</p> <p>(7) 不正に係る通報窓口及び機構の対応体制に関すること。</p>
マニュアル整備	<p>8. 研究費の使用ルール等に係るマニュアル整備</p> <p>研究費の使用ルール及び事務処理手続きに係るマニュアルを整備する。</p>
説明会等の実施	<p>9. 説明会等の実施</p> <p>(1) 公的研究費の不正防止の取り組みについて、科学研究費助成事業に関する説明会や財務関係合同説明会、研究所等責任者会議等の機会を通じて行動規範及び関係規程等の周知徹底を図るとともに理解度調査を行い、規程やルール等の遵守を図る。</p> <p>(2) 説明会等の機会を利用して、研究費が公的資金であり、その不正使用は関係者のみならず、機構、国にとっても重大な問題であることを認識させる。</p> <p>(3) 科学研究費助成事業等の研究代表者等ごとにルール等の個別説明を行い、理解度を確認するとともに、意見交換を通じて研究者と事務職員の相互理解を図る。</p>
誓約書の徴取	<p>10. 誓約書の徴取等</p> <p>(1) 研究費の運営及び管理に関わる役職員から、①機構の規程や関係ルールを遵守する、②不正を行わない、③規程等に違反して不正を行った場合は、機構や配分機関の処分及び法的な責任を負担する旨の誓約書を徴する。</p> <p>(2) 誓約書の提出が無い場合や、理解度調査の結果、理解度が低い役職員については、競争的資金等の申請や研究費の運営・管理に関わるできない等の措置を講じ、実効性の確保に努める。</p> <p>(3) 本機構役職員と業者との癒着を防止する観点から、一定の取引実績（回数、金額等）等を考慮した上で、業者から誓約書の提出を求めることとする。</p>
内部監査	<p>11. 内部監査の実施</p> <p>(1) 監査室は、不正防止計画推進室と連携し、研究費の適正な運用・管理について実効性のある監査を実施する。</p> <p>(2) 監査室は、不正防止計画推進室のモニタリングその他の体制に不備がないか監査する。</p> <p>(3) 監査室は、監事及び会計監査人と定期的又は臨時に監査計画その他の情報や意見を交換し、連携して効率的な監査を実施する。</p>

・実施時期：令和2年2月18日

主な不正発生要因について

主な不正発生要因 ○：研究者等個人の問題・責任に係るもの ●：機構の問題・責任に係るもの		不正発生要因により引き起こされる主なリスク	対応する不正防止計画
1	○コンプライアンス意識の低さ・欠如（教職員、業者）	<input type="checkbox"/> 公的研究費の使用ルールを違反 <input type="checkbox"/> 予算計画額の漏洩、官営談合、癒着 <input type="checkbox"/> 預け金 <input type="checkbox"/> 一括払 <input type="checkbox"/> 差替え <input type="checkbox"/> 翌年度納入 <input type="checkbox"/> 前年度納入 <input type="checkbox"/> 競争の阻害 <input type="checkbox"/> 先行発注、事後発注 <input type="checkbox"/> カラ謝金 <input type="checkbox"/> 旅費の虚偽申請 等々、様々な研究費の不正使用が行われる。	・ 9. 説明会等の実施 (1) 公的研究費の不正防止の取り組みについて、科学研究費助成事業に関する説明会や財務関係合同説明会、研究所等責任者会議等の機会を通じて行動規範及び関係規程等の周知徹底を図るとともに理解度調査を行い、 <u>規程やルール等の遵守を図る。</u> (2) 説明会等の機会を利用して、研究費が公的資金であり、その不正使用は関係者のみならず、機構、国にとっても重大な問題であることを認識させる。 ・ 10. 誓約書の徴取等 (1) 研究費の運営及び管理に関わる役職員から、①機構の規程や関係ルールを遵守する、②不正を行わない、③規程等に違反して不正を行った場合は、機構や配分機関の処分及び法的な責任を負担する旨の誓約書等を徴する。 (2) 誓約書等の提出が無い場合や、理解度調査の結果、理解度が低い役員員については、競争的資金等の申請や研究費の運営・管理に関わることができない等の措置を講じ、実効性の確保に努める。 (3) 本機構役員員と業者との癒着を防止する観点から、一定の取引実績（回数、金額等）等を考慮した上で業者から誓約書の提出を求めることとする。
2	●公的研究費の使用ルールの周知が不徹底	<input type="checkbox"/> 公的研究費の使用ルールを違反することにより、補助金の返還が生じるなど機構の運営に重大な影響を与えるおそれがある。	・ 2. 物品の発注・納品確認を明確にする体制の整備 (1) 発注権限の明確化 発注権限や範囲を明確にするとともに、 <u>周知を図る。</u> ・ 8. 研究費の使用ルール等に係るマニュアル整備 研究費の使用ルール及び事務処理手続きに係るマニュアルを整備する。 ・ 9. 説明会等の実施 (1) 公的研究費の不正防止の取り組みについて、科学研究費助成事業に関する説明会や財務関係合同説明会、研究所等責任者会議等の機会を通じて行動規範及び関係規程等の周知徹底を図るとともに理解度調査を行い、 <u>規程やルール等の遵守を図る。</u> (3) 科学研究費助成事業等の研究代表者等ごとにルール等の個別説明を行い、理解度を確保するとともに、意見交換を通じて研究者と事務職員の相互理解を図る。
3	●組織としての監視・管理体制が不十分	<input type="checkbox"/> 実効性のある監査が行われないことにより、様々な研究費の不正使用が行われる。	1 1. 内部監査の実施 (1) 監査室は、不正防止計画推進室と連携し、研究費の適正な運用・管理について実効性のある監査を実施する。 (2) 監査室は、不正防止計画推進室のモニタリングその他の体制に不備がないか監査する。 (3) 監査室は、監事及び会計監査人と定期的又は臨時に監査計画その他の情報や意見を交換し、連携して効率的な監査を実施する。
4	●事務部門によるチェック体制が不十分 ・検収関係	<input type="checkbox"/> 預け金 <input type="checkbox"/> 一括払 <input type="checkbox"/> 差替え <input type="checkbox"/> 翌年度納入 <input type="checkbox"/> 前年度納入 <input type="checkbox"/> 先行発注、事後発注	2. 物品の発注・納品確認を明確にする体制の整備 (2) 検収体制の強化
5	●事務部門によるチェック体制が不十分 ・出張事実の確認	<input type="checkbox"/> 旅費の虚偽申告 ・ 他機関から旅費の支給を受けたにもかかわらず、機構に同じ出張を請求し、二重に旅費を受領。 ・ 予定を変更し日帰り出張としたが、当初の予定どおり一泊二日の旅費を受領。 ・ 出張をとりやめたにもかかわらず、虚偽の出張申請を行い、不正に旅費を受領し、当該研究目的以外に流用。 ・ 研究目的以外の用務や私的な用務（帰省等）にかかわらず、機構に旅費を請求して受領した。 ・ 航空賃と宿泊料のバック商品を利用したにもかかわらず、旅行者に正規料金の見積書・請求書を作成させ、旅費を水増し請求。 ・ エコノミークラスの格安航空券を購入したにもかかわらず、旅行者に正規料金の見積書・請求書を作成させ、旅費を水増し請求した。	4. 旅費の支給に係る体制の整備 (1) 出張申請書（依頼書）の事前提出の徹底に努める。 (2) 出張目的が、競争的資金等の交付目的に合致しているかの確認を徹底する。 (3) 出張日程等の確認のため、航空機利用の際の領収書や半券の提出を徹底する。 (4) 不要な旅費の支給を防止するため、宿泊を伴う出張において自宅等を利用した場合には宿泊費の減額調整を行うなど、実態に応じた旅費の支出に努める。また、バック旅行を利用した場合は、当該料金内容に応じた適切な旅費の支出に努める。 (5) 出張の実態を把握するため、出張の目的や成果等を把握できるような書類や出張報告書等の速やかな提出を徹底する。
6	●事務部門によるチェック体制が不十分 ・研究支援者等の勤務実態	<input type="checkbox"/> カラ謝金	3. 研究支援者等に支給する賃金・謝金等に係る体制の整備 (1) 研究支援者等の雇用に当たっては、出勤予定表の事前提出の徹底に努める。 (2) 研究支援者等に支給する賃金・謝金等は、実施月の翌月払いを徹底するため、実施後の出勤表等支払い関係書類の早期提出を求める。 (3) 研究支援者等の雇用実態については、事務職員等が適宜勤務状況を確認するなど、その実態把握に努める。
7	●事務部門によるチェック体制が不十分 ・取引関係	<input type="checkbox"/> 予算計画額の漏洩、官営談合、癒着 <input type="checkbox"/> 預け金 <input type="checkbox"/> 一括払 <input type="checkbox"/> 差替え <input type="checkbox"/> 翌年度納入 <input type="checkbox"/> 前年度納入 <input type="checkbox"/> 競争の阻害 <input type="checkbox"/> 先行発注、事後発注	10. 誓約書の徴取等 (3) 本機構役員員と業者との癒着を防止する観点から、一定の取引実績（回数、金額等）等を考慮した上で業者から誓約書の提出を求めることとする。
8	●事務部門によるチェック体制が不十分 ・物品の管理	<input type="checkbox"/> 資産の盗難 <input type="checkbox"/> 資産の紛失	5. 物品の管理に係る体制の整備 機構で保有している物品（固定資産、少額備品、消耗品等）における適切な管理方法について、必要に応じて見直しを図るとともに、ルールの周知・徹底を図る。
9	●不正行為を早期発見し是正するための体制が未整備	<input type="checkbox"/> 不正行為の把握が遅れることにより、不正行為による被害が拡大するなど機構の運営に重大な影響を与えるおそれがある。	6. 不正行為を早期に発見し是正するための体制の整備 (1) 「研究費の取扱いに関する規程（平成20年規程第21号）」第9条、第10条に定める窓口を活用し、研究費の不正の早期発見に努める。 (2) 告発者及び相談者の保護 本機構の内外から告発及び相談があった場合は、告発者及び相談者の保護を徹底するとともに、保護の内容を告発者及び相談者に周知する。 また、誹謗中傷等から被告発者を保護する方策を講じる。 顕名による告発及び相談の場合、受け付けた告発及び相談に基づき実施する措置の内容を告発者及び相談者に通知する。 (3) 調査 通報及び相談された事項に関する事実関係の調査は、「研究費の不正使用に関する取扱規則（平成20年規則第7号）」第7条に定める予備調査の実施後、不正使用調査委員会において行う。 (4) 処分 調査の結果、研究費の不正使用が明らかになった場合は、就業規則その他関係規程等に則って処分する。
10	●機構の研究費の取り組みについて、機構のホームページ等により適宜外部に公表していない。	<input type="checkbox"/> 機構の研究費の不正への取り組みについて、社会への説明責任を果たすことができないことにより、広く国民の理解と支援を得ることができず、機構の運営に重大な影響を与えるおそれがある。	7. 外部への公表 研究費の不正への取り組みに関する以下の事項について、機構の方針及び意思決定手続きを機構のホームページに掲載するなどして外部に対しても公表する。 (1) 機構内の責任体系に関すること。 (2) 不正防止計画を推進する部署に関すること。 (3) 不正防止計画に関すること。 (4) 不正使用をした職員等の処分及び不正取引に関与した業者への処分に関すること。 (5) 研究費の適正な運用・管理に係る監査体制に関すること。 (6) 研究費の使用ルール及び事務処理手続きに係る機構内外からの相談窓口に関すること。 (7) 不正に係る通報窓口及び機構の対応体制に関すること。